

令和2年 4月 30日

茨木市議会議員

友次 通憲 様

茨木市議会議員

米川 勝利



令和元年度 政務活動費収支報告書

1 収入 政務活動費 300,000 円

2 支出 (単位:円)

科目	金額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広報・広聴費	125,051	つながりだより印刷費、デザイン費、郵送費
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
人件費	0	
事務所費	360,000	事務所家賃
合計	485,051	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 0 円

令和元年度 政務活動費金銭出納簿

年	月	日	項目	収入	支出	差し引き
平成31年	4	10	政務活動費	75,000		75,000
平成31年	4	26	事務所費		30,000	45,000
令和元年	5	27	広報・広聴費		15,000	30,000
令和元年	5	31	事務所費		30,000	0
令和元年	6	3	広報・広聴費		34,920	-34,920
令和元年	6	26	事務所費		30,000	-64,920
令和元年	7	10	政務活動費	75,000		10,080
令和元年	7	30	事務所費		30,000	-19,920
令和元年	8	8	広報・広聴費		40,821	-60,741
令和元年	8	26	事務所費		30,000	-90,741
令和元年	10	2	事務所費		30,000	-120,741
令和元年	10	10	政務活動費	75,000		-45,741
令和元年	11	1	事務所費		30,000	-75,741
令和元年	12	11	事務所費		30,000	-105,741
令和元年	12	25	事務所費		30,000	-135,741
令和2年	1	10	政務活動費	75,000		-60,741
令和2年	1	23	広報・広聴費		34,310	-95,051
令和2年	1	30	事務所費		30,000	-125,051
令和2年	2	24	事務所費		30,000	-155,051
令和2年	3	26	事務所費		30,000	-185,051

事業用賃貸借契約書 (事務所)

平成31年4月1日

茨木市議会議員

下野 巖 様

茨木市議会議員 米川 勝利



事務所届

私、米川 勝利の活動の拠点は、下記のとおりです。

記

1. 事務所所在

茨木市中津町17番27号 宏栄荘201号



貸主 [ ] (以下「甲」という。) と借主 米川 勝利 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	宏栄荘 2階 201号室		
	所 在 地	(住居表示) 茨木市中津町17-27		
		(登記簿) 茨木市中津町370番地7		
	構 造	木造瓦葺 2階建 全(8)戸		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年 6月 1日
面 積	賃貸部分2F約25.33㎡			
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容

議員事務所
-------

頭書(3) 契約期間

平成26年 1月 25日 から 平成28年 1月 24日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成26年 1月 24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 40,000円 (消費税含む)	管理・共益費	月額 0円 (内消費税等)	家財保険料	
礼 金	550,000円	支払方法	賃貸契約時一括払い	附属施設料	月額 (内消費税等) 円
敷 金	600,000円	支払方法	頭書(8)特約事項第2項に記載		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[ ]			
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。  
年 月 日

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理者	商号又は名称	貸主と同じ
住所		TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 ( ) 第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	管理士: 登録番号 ( )
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、		
所有者	氏名	住所

頭書(7) 更新に関する事項

2年毎の自動更新
----------

頭書(8) 特約事項

- 賃貸物件内における造作・設備等(平成26年1月24日現在)については現状有姿にて引き渡す。尚、設備について、メーカー保証が有る場合にはその保証によるものとし、保証期間が過ぎた以後に於ける点検、修理、交換の要有する場合においても、その費用は全て乙の負担とする。
- 敷金の支払い方法。敷金¥60万円について、10回の分割支払いとすることを甲は承諾する。第1回の支払日は平成26年1月末日と定め¥6万円を支払うものとしそれ以後は毎月末日までに同額を支払うものとする
- 敷金¥60万円については、本契約が終了し賃貸物件の完全な明け渡し完了したとき甲は乙にその全額を無利息にて返還するものとする。但し、平成28年1月24日まで本契約を継続することを条件とする。当該期間内に乙の申し出による本契約解約の場合、及び本契約第11条に基づき契約解除の場合には、敷金¥60万円全額は甲の所得となり返還の義務が生じないことを乙は予め承諾するものとする。

以下余白

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	米川 勝利	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
保証機関				

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社ハウジングメイト
	代表者の氏名	代表取締役 原 勝巳
	主たる事務所所在地・TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	免許証番号	大阪府知事(7)第 31637号
	免許年月日	平成24年 10月 日
宅地建物取引主任者	氏名	原 勝巳
	登録番号	(大阪) 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社ハウジングメイト
	事務所所在地 TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	業務に従事する事務所名	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。  
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。  
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費) 第4条全文抹消

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。  
3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金) 第6条全文抹消

~~第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ~~

ならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。  
一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと  
二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと  
三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと  
四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと  
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。  
3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。  
4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。  
5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。  
6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。  
7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。  
一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。  
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。  
三 騒音等の迷惑行為を行うこと。  
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。  
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること  
六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること  
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること  
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。  
一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。  
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。  
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。  
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。  
4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。  
5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
    - その他費用が軽微な修繕。
  - 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
  - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
  - 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
    - 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
    - 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
    - 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
    - その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
  - 銀行取引の停止。
  - 破産手続きの開始。
  - 民事再生手続きの開始。
  - 会社更生手続きの開始。
  - 特別清算手続きの開始。
3. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
  - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
4. 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
  - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
  - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

- 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
  - 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
  - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更。
  - 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
  - 長期に休業するとき。
  - 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
  - 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

- 第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

~~(保証)~~ 第18条(B)全文抹消

- 第18条 (B) 本契約は、~~が提供~~ (以下、機関保証) により、乙の債務を担保するものとする。
- 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない。
  - 乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(6)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
  - 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかか

借借人 米川 勝利 殿

貸貸人変更通知書

平成 30 年 8 月 1 日

ならず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

貸貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

私、筒井宏至 と貴殿との間で平成 26 年 1 月 24 日付で締結しました下記表示賃貸物件を、下記の新貸貸人 (株)安井工務店 に譲渡しましたことをご通知申し上げます。

また、貴殿との賃貸借契約は、引き続き同一の賃貸借条件にて新貸貸人に継承されることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、賃貸料の支払いについては平成 30 年 9 月分より下記口座にお振り込み下さるようお願い申し上げます。

記

1. 新貸貸人

住所	茨木市並木町13-10
氏名	株式会社 安井工務店
電話番号	072 - 635 - 1000

2. 賃料支払先

振込口座	三菱UFJ 銀行 茨木 支店 普通 口座番号 155728
名義人	(株)安井工務店 カ)ヤスイコウムテン

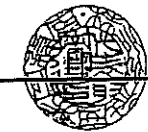
3. その他

旧 [redacted] 貸家 ([redacted])

上記の通り私が貸貸人になりましたので、よろしくお願い申し上げます。

新貸貸人 住所 茨木市並木町13-10

氏名 株式会社 安井工務店



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成31年 4 月 26 日
金 額	30,000 円
内 容	5月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	平成31年 4 月 26 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥40,000-	
但しH31.5月分家賃として(1/26銀行振込) 上記の金額正に領収致しました		
H31年 4 月 26 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市物部大町3-10 TEL (072) 635-1000		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和元年 5 月 27 日
金 額	15,000 円
内 容	つながりだよりVol.22デザイン費
支 払 先	██████████
支 払 年 月 日	令和元年 5 月 27 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書 Receipt

2019 年 5 月 27 日

米川 勝利 様

※ ￥15,000-

上記金額正に領収しました。

但し、つながりだより Vol22 デザイン費用として

〒██████████ TEL: ██████████





よねかわ しょうり  
**米川 勝利** プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち  
 めぐみ幼稚園、大池小学校、  
 東中学校、茨木高校出身  
 同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院  
 総合政策科学研究科  
 博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月  
 茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月  
 同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2019年2月～)  
 総務常任委員会  
 都市計画審議会

詳しいプロフィールはホームページ  
<http://s-yonekawa.net/>  
 ブログも更新中!

### 3月議会報告

2019年3月議会は2月の全体説明会、予算内示会等を経て3月3日に開会し、27日に閉会しました。今年的一般会計当初予算は過去最大の920億5000万円(前年比+52億)が示され、賛成多数で可決されました(米川も賛成)。予算増大の要因は①幼児教育・保育無償化に加え、福祉や医療に関する経費の増加、②待機児童ゼロに向けた私立保育園等の新設や建替え補助、③旧市民会館の解体工事、暫定広場の設計です。

私は、本会議でまちづくり会社(中心市街地活性化)と自殺対策について、また、委員会で人事行政、一時避難地の運営、広告事業について質問しました。以下、その一部をご報告します。

### 本会議での質問

昨年12月議会の委員会で、中心市街地活性化基本計画について質問をしましたが、まちづくり会社(※下部参照)のことなど、詳細が明らかになってきたため、まちづくり会社の組織と今後の事業について質問しました。

### 質問で明らかになった市の考え①

- 会社規模のイメージ：設立趣旨を共有している市、商工会議所や市内事業者が出資する会社。出資者より5名程度の役員で構成する予定。
- 中心市街地において地域事業者等と連携協力して、熱意を持って会社の事業を積極的に行うことができる人材の確保が重要。
- 正社員2名、非常勤社員5名程度の組織として、事業を進めていきたい。採用方法については、検討調整中。

### 米川の意見・要望① 外部人材登用を!

これまで地元で頑張ってきた方々を大事にし、今、頑張ろうされている方々と共に、新しい時代、新しい価値観をもった人、次なる茨木の中心市街地をめざせる人が求められていると考える。

役員は出資者だけに限らず、都市経営、デザイン、文化芸術等に明るい人などを役員や非常勤職員になってもらわなければならない。

**用語** ※まちづくり会社とは  
 中心市街地を投資に値する魅力のある空間にするためには、ハード・ソフトの両面から、中心市街地を再生する取組み(=「開発」)が必要。まちづくり会社は、地域密着型のディベロッパーとして、公益性と企業性を併せ持ち、行政や民間企業だけでは実施が難しい「開発」に取り組むことが期待される(参考：国交省HP)。

### 質問で明らかになった市の考え②

- 今後のまちづくり会社に対する市の予算投入の考え  
 ○今年度の予算額：2,635万円  
 ※内訳：設立出資金300万円、会社運営等に必要となる経費2,335万円
- 運営経費は次年度以降も初年度と同規模の補助額を想定。

### 米川の意見・要望②

**まちづくり会社の将来的な自立を!**  
 いつまでも税金をまちづくり会社に投入し続けるのではなく、市の補助なく自立経営することがあるべき姿(事例：草津市まちづくり会社→当初から自立経営をめざし、2018年度決算は好調)。

### 米川の意見・要望③

### 公共空間の有効活用で、 公民がWin-Winかつ市民サービス向上を!

#### 市の考える

#### 「まちづくり会社による公共空間活用事業」

- いばらきスカイパレットや阪急茨木市駅西口デッキをまちの活性化や多様な人の活動の場にする。例えば、オープンカフェ等を設置。
- 空間場所は、上記以外に中央公園や岩倉公園、元茨木川緑地を想定。

#### 米川の考える

公民連携、公共空間活用により、民間は収益を上げ、公は税収アップにつながり、税金を投じない方法での、市民サービスの向上を図るべき。

#### 公共空間活用事例



#### 公共空間活用の実現に向けての具体例 「使える公共空間のデータベース」

写真付きでホームページに掲載し、どこにその空間があって、どんな手続きをすれば使えるのかということがわかる形にする、といった要望をしました。

まちづくりはH2R(ヒューマンリズム、リアリズム、ロマンティズム)と言われており、富山市長はこれを「まちや人を動かすのは『楽しい、おいしい、おしゃれ』と考えているようです。このシンプルでわかりやすい理念をまちづくりの土台に据えるべきだと考えています。」

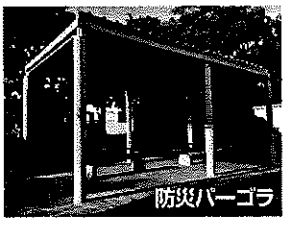
※1 ウェブサイト：泊まれる公園「INN THE PARK」| 静岡県沼津市 より <https://www.innthePark.jp/>  
 ※2 画像提供/函館イベントガイド <https://event.hakobura.jp/3104>

### 委員会視察 ～防災対策について

5月15日～16日、総務常任委員会の視察で岡山県倉敷市と高梁市に行きました。特に倉敷市真備地区は昨年の7月豪雨で大きな被害を受けた地域です。職員のお話から公助の限界と、自助・共助がいざという時の命を守る力だと感じました。

### トピック

#### 桑田公園の 防災機能向上!



- ①断水しても使えるマンホールトイレ
- ②救護所にもなる防災パーゴラ
- ③通常はベンチで災害時には炊き出し用のかまどにもなる「かまどベンチ」
- ④ソーラー照明灯の設置

### 映画「葬式の名人」茨木のみで 8月16日から先行上映!

茨木出身のノーベル文学賞作家、川端康成の傑作を原案として、茨木を舞台とした青春群像コメディ。主演は前田敦子さん、高良健吾さん。茨木市内ですべて撮影されました。



予告編はこちら。QRコードからもアクセスできます。



<https://www.youtube.com/watch?v=uLe3hrTAbpE>

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実施年月日	令和元年 5 月 31 日
金 額	30,000 円
内 容	6月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和元年 5 月 31 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥40,000-	収 入 印 紙
但しR1.6月分家賃として(5%銀行振込) 上記の金額正に領収致しました R1年5月31日		
株式会社 安井工務店 〒567-0892 茨木市木川町5-10 TEL(072)635-1100		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和元年 6 月 3 日
金 額	34,920 円
内 容	つながりだよりVol. 22郵送費 72円×485通
支 払 先	日本郵便株式会社
支 払 年 月 日	令和元年 6 月 3 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領収書  
米川勝利 様

[別納引受]  
区内特別基(定) 14.5g  
@72 485通 ¥34,920  
-----  
小 計 ¥34,920  
郵便物引受合計通数 485通  
課税計 ¥34,920  
(内消費税等 ¥2,586)  
非課税計 ¥0

△ 計 ¥34,920  
□ 計 ¥34,920  
お預り金額 ¥34,920



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2019年 6月 3日 12:09  
担当 [REDACTED]  
発行No. 190003A0003 端N27箱01  
連絡先: 茨木中村郵便局  
TEL: 072-632-3505

# つながりだより Vol:22

発行責任者：米川勝利  
茨木市薬田町 15-29-205  
TEL：070-5265-4371  
FAX  
メール

原本は、市議会事務局で保管しております。



昨年7月豪雨で被災した倉庫、真備地区の視察(5月15日)

4月の統一地方選で各地の仲間の応援へ

**米川 勝利** プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち  
めぐみ幼稚園、大池小学校、東中学校、茨木高校出身  
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院  
総合政策科学研究科  
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月  
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月  
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2019年2月～)  
総務常任委員会  
都市計画審議会

詳しいプロフィールはホームページへ  
<http://s-yonekawa.net/>  
ブログも更新中!

## 3月議会報告

2019年3月議会は2月の全体説明会、予算内示会等を経て3月3日に開会し、27日に閉会しました。今年的一般会計当初予算は過去最大の920億5000万円(前年比+52億)が示され、賛成多数で可決されました(米川も賛成)。予算増大の要因は①幼児教育・保育無償化に加え、福祉や医療に関する経費の増加、②待機児童ゼロに向けた私立保育園等の新設や建替え補助、③旧市民会館の解体工事、暫定広場の設計です。

私は、本会議でまちづくり会社(中心市街地活性化)と自殺対策について、また、委員会で人事行政、一時避難地の運営、広告事業について質問しました。以下、その一部をご報告します。

## 本会議での質問

昨年12月議会の委員会で、中心市街地活性化基本計画について質問をしましたが、まちづくり会社(※下部参照)のことなど、詳細が明らかになってきたため、まちづくり会社の組織と今後の事業について質問しました。

### 質問で明らかになった市の考え①

- 会社規模のイメージ：設立趣旨を共有している市、商工会議所や市内事業者が出資する会社。出資者より5名程度の役員で構成する予定。
- 中心市街地において地域商業者等と連携協力して、熱意を持って会社の事業を積極的に行うことができる人材の確保が重要。
- 正社員2名、非常勤社員5名程度の組織として、事業を進めていきたい。採用方法については、検討調整中。

### 米川の意見・要望① 外部人材登用を！

これまで地元で頑張ってきた方々を大事にし、今、頑張ろうされている方々と共に、新しい時代、新しい価値観をもった人、次なる茨木の中心市街地をめざせる人が求められていると考える。  
役員は出資者だけに限らず、都市経営、デザイン、文化芸術等に明るい人などを役員や非常勤職員になってもらいたい。

**用語** ※まちづくり会社とは  
中心市街地を投資に値する魅力のある空間にするためには、ハード・ソフトの両面から、中心市街地を再生する取組み(=「開発」)が必要。まちづくり会社は、地域密着型のディベロッパーとして、公益性と企業性を併せ持ち、行政や民間企業だけでは実施が難しい「開発」に取り組むことが期待される(参考：国交省HP)。

### 質問で明らかになった市の考え②

- 今後のまちづくり会社に対する市の予算投入の考え  
○今年度の予算額：2,635万円  
※内訳：設立出資金300万円、会社運営等に必要となる経費2,335万円
- 運営経費は次年度以降も初年度と同規模の補助額を想定。

### 米川の意見・要望②

#### まちづくり会社の将来的な自立を！

いつまでも税金をまちづくり会社に投入し続けるのではなく、市の補助なく自立経営することがあるべき姿(事例：草津市まちづくり会社→当初から自立経営をめざし、2018年度決算は好調)。

### 米川の意見・要望③

#### 公共空間の有効活用で、公民がWin-Winかつ市民サービス向上を！

#### 市の考える

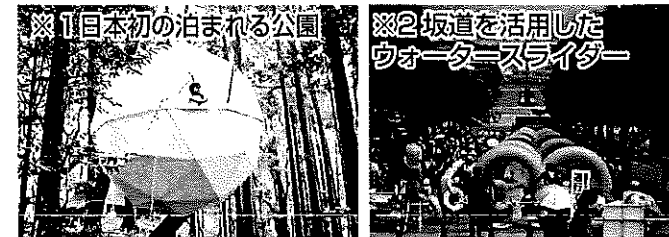
##### 「まちづくり会社による公共空間活用事業」

- いばらきスカイパレットや阪急茨木市駅西口デッキをまちの活性化や多様な人の活動の場に。例えば、オープンカフェ等を設置。
- 空間場所は、上記以外に中央公園や岩倉公園、元茨木川緑地を想定。

#### 米川の考える

公民連携、公共空間活用により、民間は収益を上げ、公は税収アップにつながり、税金を投じない方法での、市民サービスの向上を図るべき。

#### 公共空間活用事例



※1 ウェブサイト：泊まれる公園「INN THE PARK」 | 静岡県沼津市より <https://www.innthePark.jp/>  
※2 画像提供/函館イベントガイド <https://event.hakobura.jp/3104>

#### 公共空間活用の実現に向けての具体例 「使える公共空間のデータベース」

写真付きでホームページに掲載し、どこにその空間があって、どんな手続きをすれば使えるのかということがわかる形にする、といった要望をしました。

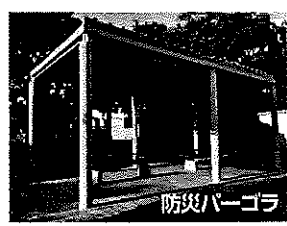
まちづくりはH2R(ヒューマニズム、リアリズム、ロマンティシズム)と言われており、富山市長はこれを「まちや人を動かすのは「楽しい、おいしい、おしゃれ」と考えているようです。このシンプルでわかりやすい理念をまちづくりの土台に据えるべきだと考えています。」

## 委員会視察 ～防災対策について

5月15日～16日、総務常任委員会の視察で岡山県倉敷市と高梁市に行きました。特に倉敷市真備地区は昨年7月豪雨で大きな被害を受けた地域です。職員のお話から公助の限界と、自助・共助がいざという時の命を守る力だと感じました。

## トピック

### 桑田公園の防災機能向上！



- ①断水しても使えるマンホールトイレ
- ②救護所にもなる防災パーゴラ
- ③通常はベンチで災害時には炊き出し用のかまどにもなる「かまどベンチ」
- ④ソーラー照明灯の設置

## 映画「葬式の名人」茨木のみで8月16日から先行上映！

茨木出身のノーベル文学賞作家、川端康成の傑作を原案として、茨木を舞台とした青春群像コメディ。主演は前田敦子さん、高良健吾さん。茨木市内ですべて撮影されました。



予告編はこちら。QRコードからもアクセスできます。



<https://www.youtube.com/watch?v=uLe3hrTAbpE>

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	令和元年 6 月 26 日
金額	30,000 円
内容	7月分事務所家賃
支払先	安井工務店
支払年月日	令和元年 6 月 26 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥ 40,000-	
但し R1. 7月分家賃として(6/26銀行振込)		
上記の金額正に領収致しました		
R1年 6 月 26 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市並木町 13-10		
TEL (072) 635-1000(代)		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和元年 7 月 30 日
金 額	30,000 円
内 容	8月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和元年 7 月 30 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥40,000-	収 入 印 紙
但し R1. 8月分家賃として(30銀行振込)		
上記の金額正に領収致しました		
R1年 7月30日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市並木町13-10		
TEL (072) 635-1000(代)		

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	令和元年 8 月 8 日
金額	40,821 円
内容	つながりだよりVol.23印刷費
支払先	グラフィック株式会社
支払年月日	令和元年 8 月 8 日
出納簿記入	記入済
摘要	

お問い合わせ  
送り状番号 359256834731

代金引換額(税込)  
40,821 円

消費税額等 3,023 円

入金内訳  
現金 円  
商品券 円

4個

株式会社 グラフィック 竹田工場

印刷物

商品および代金の内容に関するお問い合わせは上記発送元へご連絡下さい  
ヤマトフィナンシャル株式会社  
本社 03(6671)8080

2019年8月8日

印刷税申告納付につき京橋税務署承認済

商品および代金の内容に関するお問い合わせは上記発送元へご連絡下さい  
ヤマトフィナンシャル株式会社  
本社 03(6671)8080

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

# 請求書

〒567-0841  
大阪府茨木市桑田町15-29コンプリーション  
205



〒612-8395 京都市伏見区下鳥羽東岸川町33  
TEL:050-2018-0700 FAX:075-366-5295

株式会社グラフィック  
代表取締役



米川勝利様

作成日: 2019年08月13日  
下記の通りご請求申し上げます。

ご請求合計(消費税込\*) 40,821円 決済方法: 代金引換 納品方法: ヤマト運輸

注文日 (カートNo)	注文No	印刷仕様(オプション)	印刷代	オプション代	ポシムール ディスカウント	調整	商品代金
2019/08/02 (8567933)	23952854_001	品名: つながりだよりVol.23(二つ折り) A4チラシ・フライヤー / 4日納期 / 両面カラー / コート73kg / 9500枚(A4サイズ(210×297mm)、二つ折、エコ梱包)	28,430円	6,700円	▲0円	▲1,054円	34,076円
	24952854_001	品名: つながりだよりVol.23 A4チラシ・フライヤー / 4日納期 / 両面カラー / コート73kg / 700枚(A4サイズ(210×297mm)、外三つ折、エコ梱包)	4,820円	2,060円	▲0円	▲207円	6,673円

備考欄	小計	40,749円
	送料/夜間料	0円
	手数料	500円
	ポイント使用	▲428円
お振込先	合計	40,821円

※消費税、データ処理、サーマルCTP製版、オフセット印刷、用紙、断裁料含む、包装・梱包料はサービス  
NO:08565649001



よねかわ しょうり  
**米川勝利** プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち  
めぐみ幼稚園、大池小学校、  
東中学校、茨木高校出身  
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院  
総合政策科学研究科  
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月  
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月  
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2019年2月〜)  
総務常任委員会  
都市計画審議会

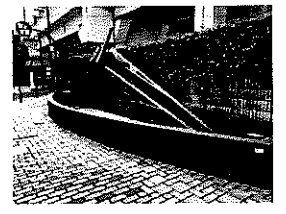
詳しいプロフィールはホームページへ  
<http://s-yonekawa.net/>

2019年6月議会は、13日に開会し、26日に閉会しました。私は本会議において、阪急高架沿いの噴水と公園のリノベーションと通行の安全確保について質問しました。

**経過** 阪急茨木市駅付近高架化事業は大阪府・阪急電鉄・茨木市で実施。1992年3月に完了。  
当該事業の中で、「側道整備事業」は茨木市がグレードアップしたいという意向で、単独の事業として実施。その中に高架沿いの噴水や公園(高架下1号・2号公園、舟木町まちかど公園)を設置。

## 噴水の現状

- ・噴水: 6か所(末広町、双葉町、舟木町、新庄町)
- ・噴水による修理期間や冬季期間(10月末~3月末)は止めることもあったが、2011年春頃まではすべての噴水が稼働していた。しかし、以後停止。
- ・止めた理由: ①東日本大震災に伴う節電対策、②施設の老朽化に伴い故障が多くなっていた、③水が溢れて道路が水浸しになったことがある、④強風により歩行者に水がかかることが頻発。
- ・放っておくと雨水や落ち葉、ごみが溜まって悪臭を放つので、年5回清掃。



## 米川の質問①~今後、噴水をどうするのか 建設部長答弁①

8年前からすべて停止状態の噴水を市はどう思っているのか。私は噴水の再稼働を望んでいないが、ただ、もはや単なるモニュメントになってしまったものに税金を投じて、年5回の清掃をし、老朽化するのを待ち続けるのか。ただ、撤去となると相当な費用がかかると思う。市民からは花や落ち葉少ない木を植えたらどうかとも聞く。今後の対応について見解を。

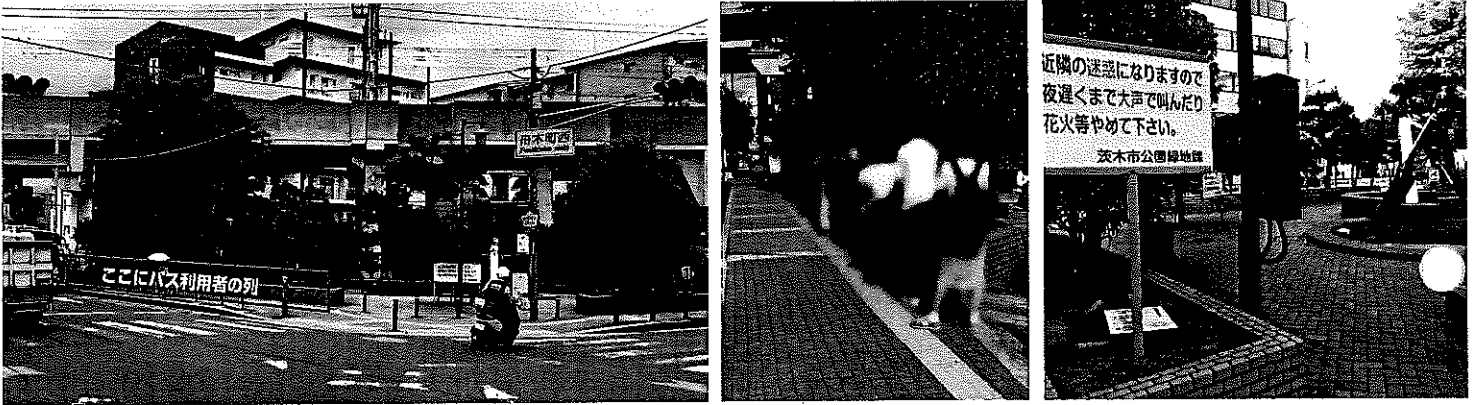
阪急高架側道の噴水については、故障が多く、歩行者に水がかかるなどの欠点があり、ポンプ施設の入れ替えなど、大規模な改修が必要になることから、再稼働させることは考えていない。ただし、快適な都市空間を実現するための景観形成に寄与している施設であると認識していることから、**今後は現在の形状を活かして花壇に転換するなど、周辺の景観との調和に配慮しながら活用していく方向で検討しているところ。**

**米川の要望** 8年経っているのにいまだに「検討しているところ」という答弁。市民の暮らしにプラスとなるよう早急に取りかかってほしい。



## 舟木町まちかど公園の現状

- ・まちかど公園は中心市街地にふさわしい市街地景観を形成する「にぎわい景観地区」にもかかわらず、噴水は止まったままで、ベンチは経年劣化、禁止看板が10個ある状況。
- ・また、米川が6月12日(水)午前7時29分から9時5分まで、公園すぐそばの阪急茨木市駅南口バス停の状況を調べたところ、特に7時半～8時半の寝屋川市駅行きのバスの利用者が多く、15人前後、歩道沿い横1列に並ぶ。京阪バスの摂南大行きはピークで45人並ぶ。まちかど公園の前を過ぎて、交差点まで列は達していた。
- ・公園南側の歩道は、自転車が往来していて、バスに乗ろうとする人とぶつかりそうになる場面も何度か目撃。



### 米川の質問②～公園の空間活用を

本公園は阪急茨木市駅南側で中心市街地エリアにあるが、経年劣化したベンチや8年間停止状態の噴水、乱立する禁止看板があるなどの現状は、駅前にふさわしい状況ではない。更に、朝の通勤時間帯には、公園横の歩道上にバス停利用者の行列ができ、歩道が狭くなり危険である。そこで、公園のリノベーションに加え、通行の安全確保とバス利用者の待合のためにも公園を活用してはどうか。

### 建設部長の答弁②

舟木町まちかど公園については、閉鎖的な構造となっている道路側の植え込みを撤去し、開かれた形状にするなど、噴水の利活用や啓発看板の撤去、交通環境も含め、さらに活用されるための空間づくりを検討していく。

### 米川の要望

当該公園で市が許可を出して、キッチンカー(移動販売)に特定の時間に出店してもらい、市民やバス利用者がコーヒー等飲んで休憩できる空間に。使用許可料を安価に設定する代わりに、公園の維持管理(清掃やリノベーション等)を担ってもらう。市は税金の支出を抑え、民間は収益を上げ、市民が憩える場所にしてもらいたい。

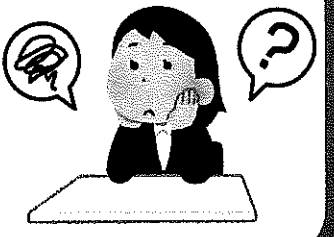
## トピック

### 東京オリンピック聖火リレーが茨木にやってきます！

3月26日に福島を出発し、本市を4月14日夕方に通過します。詳細なルートは年末に発表予定。

### お声をお聞かせください

市政に関するご意見や、お困りごとがありましたらお気軽にご連絡ください。(記載連絡先は表面と同様です)  
電話: [REDACTED]  
メール: [REDACTED]



(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	令和元年 8 月 26 日
金額	30,000 円
内容	9月分事務所家賃
支払先	安井工務店
支払年月日	令和元年 8 月 26 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥ 40,000	
但し R1. 9月分家賃として(8/26銀行振込)		
上記の金額正に領収致しました		
R1年 8 月 26 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北木町3-10		
TEL (072) 635-1000(代)		

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	令和元年 10 月 2 日
金額	30,000 円
内容	10月分事務所家賃
支払先	安井工務店
支払年月日	令和元年 10 月 2 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥40,000-	
但しR1.10月分家賃として(1/2銀(1/2振込)) 上記の金額正に領収致しました		
R1年10月2日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市北町1-3-10 TEL (072) 635-1000		

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	令和元年 11 月 1 日
金額	30,000 円
内容	11月分事務所家賃
支払先	安井工務店
支払年月日	令和元年 11 月 1 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥ 40,700-	
但し R1. 11月分として (ツ、銀行振込分) 家賃 上記の金額正に領収致しました R1 年 11 月 1 日		
株式会社 安井工務店 〒567-0892 茨木市並木1113-10 TEL (072) 635-1000 (代)		

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	令和元年 12 月 11 日
金額	30,000 円
内容	12月分事務所家賃
支払先	安井工務店
支払年月日	令和元年 12 月 11 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥40,700-	収 入 印 紙
但し R1. 12月分家賃として(2%銀行振込分)		
上記の金額正に領収致しました		
R / 年 12月 11 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市並木町 13-10		
TEL (072) 635-1000 (代)		

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	令和元年 12 月 25 日
金額	30,000 円
内容	1月分事務所家賃
支払先	安井工務店
支払年月日	令和元年 12 月 25 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥40,700-	収 入 印 紙
但し R2. 1月分家賃として(1/5銀行振込付) 上記の金額正に領収致しました R1年 12月 25日		
株式会社 安井工務店 〒567-0892 茨木市並木町15-10 TEL (072) 635-1000 (代)		

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	令和2年 1 月 23 日
金額	34,310 円
内容	つながりだよりVol.25郵送費 73円×470通
支払先	日本郵便株式会社
支払年月日	令和2年 1 月 23 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収書

米川 勝利 様

[別納引受]  
 区内特別基 (定) 15.0g  
 @73 470通 ¥34,310  
 -----  
 小計 ¥34,310  
 -----  
 郵便物引受合計通数 470通  
 課税計 (10%) ¥34,310  
 (内消費税等 ¥3,119)  
 非課税計 ¥0

合計 ¥34,310  
 お預り金額 ¥40,310  
 おつり ¥6,000

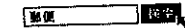


〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時：2020年 1月23日 15:55  
 担当：[REDACTED]  
 発行No. 200123R3992 端N27箱01  
 連絡先：茨木中村郵便局  
 TEL: 072-632-3505

郵便局からのお知らせ

2019年10月1日(火)から  
 郵便料金などが変わりました。

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを  
 変更させていただきました。  
 詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを  
 ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。



# つながりだより Vol:25

## 市政報告会を行います

### 日時

2月11日(火・祝)  
午前10時30分～11時30分

原本は、市議会事務局で  
保管しております。

### 場所

中津コミュニティセンター実習室(2階)  
(桑田町13-29)

※事前申込・参加費不要

どなたでもお気軽にご参加ください  
お子様連れの参加も歓迎です

## 12月議会報告

2019年12月議会は、12月8日に開会し、18日に閉会しました。中央公園北グラウンド整備や市民会館跡地エリア管理運営計画の策定、多世代交流センター指定管理料等約9億9千万円の増額「補正予算」は賛成多数で可決されました(米川も賛成)。

今回は本会議と総務常任委員会で質問しましたが、紙面の都合上、その一部をご報告します。

### 本会議での質問～水道施設の浸水対策について

質問のやり取りから明らかになったこと

(本市で浸水想定地域にある水道施設は十日市浄水場(※野々宮配水場も該当するが、水道施設更新計画に基づき、2020年3月末までに施設の統廃合を行い、排水区域の変更により運用の休止を予定)

●**想定される浸水は0.5m～2.2m。**

●**施設内の核となる場所は「電気室」**

●**仮に浸水すると市民23,000人への給水に影響。**※大阪広域水道企業団からの受水の増量が得られれば、断水はしない

●**現状は「土のうのみ」の対策で、積める高さは0.5m**

### 以上を踏まえての質問

#### 米川の質問

土のうのみ対策ではまずい(※浸水は2.2mまで想定されているのに0.5mまでしか対応できない)。大阪広域水道企業団から確保できれば断水は発生しないとのことだったが、それは「確保できれば」の話であって、企業団の浄水場もダウンする可能性もある。本市としても十日市浄水場の核となる部分だけでも対策を講じる必要がある。今後の浸水対策についてはどのように考えているか、見解を問う。

#### 水道部長の答弁

今後の浸水対策は、大阪府で今年度末に安威川ダムの整備効果を見込んだ安威川の洪水シミュレーションの見直し結果が公表されると聞いているので、浸水想定を確認したうえで、最適な浸水対策を検討する。

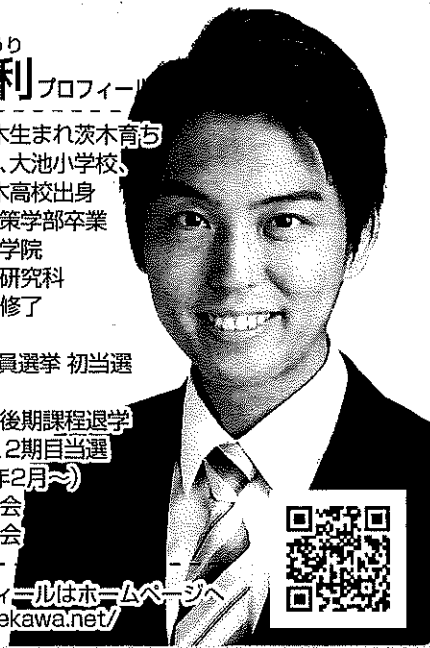
#### 米川の要望

浸水対策には止水板、止水壁、防水扉等ある。段階的にでも優先的に対策すべきところを早急に進めてもらいたい。

### よねかわ しょうり 米川 勝利プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち  
めぐみ幼稚園、大池小学校、  
東中学校、茨木高校出身  
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院  
総合政策科学研究科  
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月  
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月  
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2019年2月～)  
総務常任委員会  
都市計画審議会

詳しいプロフィールはホームページへ  
<http://s-yonekawa.net/>



### 本会議での質問～小学校の受付員について 米川の質問

現在32校中27校で午前中は地域(学校安全ボランティア)、午後からはシルバー人材センターが受付を担っているが、仮に時給換算すると地域は1時間500円に対し、シルバーは1100円前後で約2倍の差となっている。地域の中には、高齢化で受付業務の委託を今後受けることが難しくなるようなところもあると聞いている。今後、学校安全ボランティアで担うことが困難になった場合、市教育委員会としてどう対応するのか。また、学校関係のボランティアは他にも多数あるため、受付員だけの議論は難しいと思うが、地域で見守ってくださっているボランティアへの支援の充実が必要ではないか。見解を問う。

### 総務常任委員会での質問～職員採用の課題 米川の質問

職員採用試験(事務系と技術系)において、最近の受験者数と辞退者数の動向についてどのように認識しているか。

### 米川の要望

例えば2017年度の採用状況で技術系職種の中の「土木」を見ると、5人募集して応募は15人で、実際に受験したのは5人だった。結果、合格者は2人で、募集人数を割っている。今後、人材確保のため中途採用を積極的に進め、32歳よりも年齢を弾力的に考えてもらいたい。

### 教育総務部長の答弁

次の担い手に困っているなどの声はお聞きすることがあるが、まだ継続が不可能になったというひっ迫した状況は把握していないため、現在は想定していない。万一地域から継続が困難であるという申し出があった場合は、急遽、シルバー人材センターなどへ委託するなどの緊急一時的な対応になるかと考えている。

本制度は、学校と一体になり、地域の子どもは地域で見守る、子どもへの声かけなど地域の方々や触れ合う機会を増やし地域の安全につなげるという考え方のもと開始した施策。しかし、1日となると地域の方々にご負担をおかけし過ぎることから、午後はシルバーへ委託している。地域の方々への十分なサポートが必要であると認識しているが、学校関連においては他にボランティアによりご協力いただいている事業もあることから、それら事業とのバランスも十分に考慮する必要があり、金額を増額するのが良いのか、他の支援が良いのか研究していきたい。

### 人事課長の答弁

例年、一定の受験者数は確保できているが、技術系職種では民間企業が積極的に採用を進めている背景もあり、人材確保には苦慮している。そのため、技術系職種ではネット申込みのほか、大学の技術系学部の訪問や民間企業で用いられているSPIの導入、受験可能年齢を30歳から32歳へ引き上げるとのことを行っている。

## 視察振り返り

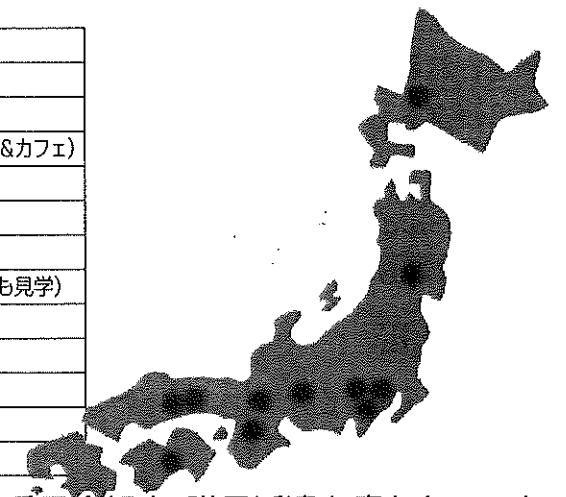
2018年12月	神奈川県大和市	シリウス(大和市文化創造拠点)
2019年1月 (議員派遣)	岐阜県岐阜市	メディアコスモス(図書館等の複合施設)
	岐阜県可児市	アーラ(市民ホール)
2月	滋賀県草津市	ココリバ(草津川跡地公園)、ニワタス(草津駅前ショップ&カフェ)
4月	北海道札幌市	中心市街地
	東京都武蔵野市	武蔵野プレイス(図書館等の複合施設)
5月 (委員会視察)	岡山県倉敷市真備地区	防災
	岡山県高梁市	防災ラジオ(※併せてツタヤが運営する公立図書館も見学)
7月	奈良県大和高田市	電子図書館(電子書籍貸出サービス)
10月	高知県高知市	オーテピア高知図書館、中心市街地
11月 (議員派遣)	東京都町田市	防災(Wi-Fi 街だ君)
	東京都調布市	「産官学金」連携の空き家対策
12月	岩手県紫波町	オガールプロジェクト(公民連携の最前線)

2018年12月～2019年12月の視察先をまとめました。委員会視察、議員派遣と書かれていないものは自費です。なお議員派遣は、会派視察同様で米川が議会事務局を通じて先方に依頼をし、公費で視察に行かせていただくというものです。今年も引き続き調査研究を行いたいと思います。



### 直近の選挙日程

2020年4月に茨木市長選挙と茨木市議会議員補欠選挙が行われます。12日投開票予定です。





(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和2年 1 月 30 日
金 額	30,000 円
内 容	2月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和2年 1 月 30 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥40,700	収 入 印 紙
但し R2.2月分家賃(1/30銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました		
R2年 1 月 30 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市 茨木 4-1-1 TEL (072) 638-1000		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和2年 2 月 24 日
金 額	30,000 円
内 容	3月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和2年 2 月 24 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額	¥ 40,700 -	
但し R2. 3月分家賃として(3/4銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました R2年2月24日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市並木町13-10 TEL (072) 635-1000 (代)		

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和2年 3 月 26 日
金 額	30,000 円
内 容	4月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和2年 3 月 26 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		
金額	¥ 40,700-	収 入 印 紙
但しR2.4月分家賃として(3/26銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました R2年 3 月 26 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨木市 茨木 5-1-1		
TEL (072) 635-1000 (FAX)		